

ごみ減量推進課からのお知らせ

問ごみ減量推進課ごみ減量推進係☎042-493-3750

集合住宅の管理会社及び所有者様へ

◆集合住宅専用の集積所がある場合

▶現在ごみ集積所のみ

ごみ集積所のみの場合は、そのまま利用できますが、新たに資源物集積所を設置する場合は、併用可能かどうか現状を確認しますので、ごみ減量推進課までご連絡ください。

▶ごみ集積所及び資源物集積所がある

そのままご利用いただけます。

◆集合住宅専用の集積所がない場 合

新たに敷地内へ集積所を設け、 敷地内の道路から見える場所に排 出していただくこととなります。 新たな集積所を設ける場合、収集 開始に向けた新設申請が必要とな りますので、ごみ減量推進課へお 問い合わせください。

剪

定

10月より、適切な資源化を図

るため、剪定枝の資源物収集は申

込み制となり、戸別に収集します。

収集申込みはごみ減量推進課(☎

042-493-3750) への電

話のみとなりますので

ご注意ください。

枝

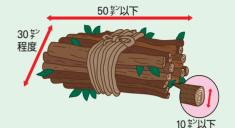
捌

出

【剪定枝の出し方】

の

枝の長さを50学以下、太さを 10学以下、直径を30学程度にし て束ねてください。



ボランティア袋の配布

ボランティア袋は①自治会などの団体や個人がボランティアとして道路、公園などの公共施設の清掃を行い出たごみを処理する場合、②11月及び12月に家庭から出る落ち葉を処理する場合に無料で交付しています。

使用する際は下記に申請し、お 受け取りください。

【ボランティア袋の申請場所】ご み減量推進課、市民課、松山・野 塩出張所、各地域市民センター、 消費生活センター 【出し方】①=集めたごみは可燃 ごみと不燃ごみに分け、それぞれ の項目に〇をして収集日に出して ください。②=落ち葉のみの場合 は「落ち葉」に〇をし、ごみ減量

推進課へお申込みでの については、 についてがあるは、 にのではないでは、 にのではいるでは、 にのでは、

ボランティア専用袋

年末年始ごみ・資源物収集日程

B	月	火	水	木	金	±	
12月							
20日	21日	22⊟	23日	24⊟	25⊟	26⊟	
	可燃ごみ (全地区)	古紙・古布 (全地区) びん・かん (火曜日地区)	不燃ごみ (東地区) 容器包装 プラスチック・ ペットボトル (西地区) びん・かん (水曜日地区)	可燃ごみ (全地区) びん・かん (木曜日地区)	不燃ごみ (西地区) 容器包装 プラスチック・ ペットボトル (東地区) びん・かん (金曜日地区)		
27日	28⊟	29⊟	30⊟	31⊟	令和3年1月		
	可燃ごみ (全地区)	古紙・古布 (全地区・臨時)			10	20	
3⊟	4⊟	5⊟	6⊟	7⊟	8⊟	9⊟	
可燃ごみ (全地区)		古紙・古布 (全地区) びん・かん (火曜日地区)	不燃ごみ (東地区) 容器包装 プラスチック・ ペットボトル (西地区) びん・かん (水曜日地区)	可燃ごみ (全地区) びん・かん (木曜日地区)	不燃ごみ (西地区) 容器包装 プラスチック・ ペットボトル (東地区) びん・かん (金曜日地区)		

- ●西地区=元町、中里一・二丁目、野塩、松山、竹丘、梅園 。
- ●東地区=上清戸、中清戸、下清戸、下宿、旭が丘、中里三~六丁目。
- ●びん・かん収集地区=火曜日地区(下宿・旭が丘・中里四〜六丁目)。 水曜日地区(元町-丁目・上清戸・中清戸・下清戸)。 木曜日地区(元町二丁目・中里-〜三丁目・野塩・梅園)。 金曜日地区(松山・竹丘)。

旧指定収集袋に貼付する差額券

差額券の販売について、より多くの市民の皆様が購入できるよう 購入枚数を20枚に制限しており ます。旧指定収集袋に差額券を貼付して使用する方法は当面の間続けていきますので、制限枚数の 20枚では足りない場合は、20枚 使用した後に再度ご購入をお願いします。

また、旧容器包装プラスチック 用指定収集袋及び新指定収集袋 (可燃用、不燃用、容器包装プラ スチック用)には差額券の貼付は 必要ありません。

募集

令和2年度 会計年度任用職員(専門職)を募集

区分	受験資格	人数
一般事務	一般的なパソコン操作及び適切な接遇ができる方	若干名

※地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用してきた臨時・非常勤 (一部除く)職員が、令和2年度から「会計年度任用職員制度」として名称・制度が 変更されました。詳しくは、募集要項をご確認ください。

【募集要項】12月1日(火~11日)金の平日午前8時30分~午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可) 目間12月11

日午後5時までに所定の用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送(12月11日必着)で職員課職員係**費**042-497-1843へ

清瀬市議会第4回定例会開会

令和2年清瀬市議会第4回定例会は、下表のとおり開会中です。 過議会事務局議事係**☎**042-497-2567

月	B	時間	内容	
12	2(zk)			
	3(木)	午前9時40分~	本会議 (一般質問)	
	4(金)			
	1 911111	午前10時~	総務文教常任委員会	
		総務文教常任委員会終了後	新庁舎建設特別委員会	
	9(zk)	午前10時~	福祉保健常任委員会	
	10(木)	午前10時~	建設環境常任委員会	
		午後2時~	議会運営委員会	
	17(木)	午前10時~	本会議(最終日)	

デザインマンホール蓋を清瀬駅北口周辺歩道に設置

市制施行50周年を記念し、「東京清瀬市みつばちプロジェクト」キャラクターのみつばちと「清瀬ひまわりフェスティバル」をイメージしたひまわりをモチーフとしたデザインマンホール蓋を清瀬駅北口ロータリー周辺の歩道に設置しました。

デザインマンホール蓋を巡る観光振興が全国的に話題を集めていることから、市ではシテイプロモーションの取組みとして、東京都と連携してデザインマンホール蓋の制作と設置を行いました。また、下水道への理解と関心を深めていただくため、今回制作したデザインマンホール蓋のマンホールカードを令和3年秋以降に配布を予定しています。詳細が決まり次第、お知らせします。過下水道課施設計画係2042-497-2532



設置したデザインマンホール蓋

